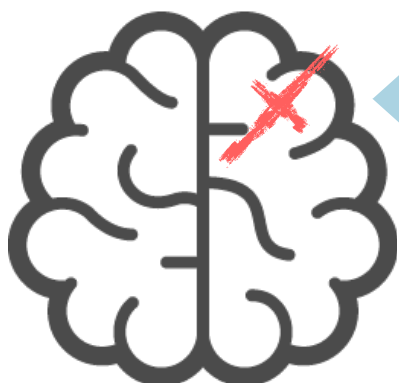


高次脳機能障害は治りますか？



脳の傷自体は、残念ながら皮膚のように再生することは無いとされています。

しかし、適切な支援によって、症状が目立たなくなる、もしくは症状があっても日常生活・社会生活が行えるようになります。「薄皮を剥がすように、少しずつよくなる」とも言われています。ご自身では気がつかないこともありますので、周囲の支援者、ご家族と相談しながらゆっくりと前に進みましょう！



お薬
(イライラを抑えるなど)



リハビリによる
代償手段の獲得



家族や職場
などの理解



社会保障制度など
社会資源の活用

どの時期にどのようなサービスが使えますか？

利用できる制度は、けがや病気、後遺症の状況によって人それぞれ異なります。

詳しく知りたい場合には、医療機関のソーシャルワーカーや各自治体の障害福祉担当への相談をお勧めします。

医療から在宅生活を目指す時期

(救命・治療・リハビリ)

在宅生活の安定を目指す時期

(生活リハビリ)

主な支援機関

急性期医療機関

リハビリ専門医療機関

介護老人保健施設

障害者総合支援法訓練等給付 (県立障害者リハビリテーションセンター等)

精神科デイケア・地域活動支援センター

介護保険・介護給付系サービス (デイサービス等)

精神科専門機関 (必要に応じて)

家族会 (NPO法人ノーサイド)

利用が考えられる制度

高額療養費制度・高齢者医療制度

傷病手当金 (1年6ヶ月まで)

介護保険法

障害者総合支援法 (訓練等給付・介護給付)

障害者総合支援法 (自立支援医療：精神通院公費負担)

精神障害者保健福祉手帳 (疾病から6ヶ月後)

身体障害者手帳 (疾病から3~6ヶ月後)

在宅生活から社会生活を目指す時期

(学校や就労をはじめとした地域参加に向けて)

社会生活を継続する時期

(生活リハビリ)

就労継続支援B型・就労移行支援施設

就労継続支援A型

障害者職業センター（職業評価・職業訓練）

障害者職業センター（ジョブコーチ支援）

障害者就業・生活支援センター

家族会（NPO法人ノーサイド）

障害年金（1年6ヶ月目から）

介護保険法

障害者総合支援法（訓練等給付・介護給付）

障害者総合支援法（自立支援医療：精神通院公費負担）

制度について知りたいのですが

制度	利用時期	申請場所
高額療養費・高齢者医療	入院などで医療費が高額の時	保険証発行元(保険者)

入院などに伴い、医療費が高額になった際に利用が考えられる制度です。
保険診療には、患者さんが医療機関に支払う額（自己負担額）は月ごとに上限額が決められています。上限額は人によって異なりますので、詳しくは保険証発行元である保険者に問い合わせてください。

制度	利用時期	申請場所
身体障害者手帳	発症受傷から概ね3-6ヶ月 医師指定診断書が要	お住まいの市町村

身体（肢体・言語・その他内臓）に一定の障害が残存した場合に取得できます。
障害者総合支援法（ホームヘルパーや就労支援など）や就労時の障害者雇用などが利用できたり、行政上の各種サービスが利用できるようになります。

制度	利用時期	申請場所
精神障害者保健福祉手帳	発症受傷から概ね6ヶ月 医師指定診断書が要	お住まいの市町村

一定程度の高次脳機能障害が認められる場合に取得できます。
障害者総合支援法（ホームヘルパーや就労支援など）や就労時の障害者雇用などが利用できたり、行政上の各種サービスが利用できるようになります。

制度	利用時期	申請場所
自立支援医療（精神通院公費負担制度）	てんかん・高次脳機能障害等 で定期的な通院が必要なとき	お住まいの市町村

脳損傷に伴い、てんかん発作や高次脳機能障害で神経内科、脳神経外科、精神科、小児科等へ定期的に通院が必要だと認められる場合、医療費の一部を負担する制度です。

制度について知りたいのですが

制度	利用時期	申請場所
介護保険法	生活に支援が必要な時	お住まいの市町村
<p>40歳以上で脳卒中を発症した方、もしくは65歳以上の方で介護認定を受けた方が利用できます。ホームヘルパーをはじめとしたサービスの利用が可能です。介護認定を受けるためには、市町村の窓口もしくはお住まいの地域包括支援センターにご相談ください。</p>		

制度	利用時期	申請場所
障害者総合支援法（介護給付）	生活に支援が必要な時	お住まいの市町村
<p>身体障害もしくは精神障害があり、障害支援区分の認定を受けた方が利用できます。介護保険法が利用できる方は、介護保険法が優先されます。障害支援区分を受けるためには、お住まいの市町村にご相談ください。</p>		

制度	利用時期	申請場所
障害者総合支援法（訓練等給付）	生活訓練が必要な時	お住まいの市町村
<p>身体障害もしくは精神障害があり、市区町村が認めた場合に利用ができます。介護保険法が利用できる方は介護保険法が優先されますが、就労支援など、介護保険法では利用できないサービスがあり、市町村が利用を認めた場合は利用ができます。</p>		

制度	利用時期	申請場所
障害年金	発症から1年6ヶ月	年金事務所/市町村
<p>受傷発症から1年6ヶ月時点で、一定の障害がある場合に申請ができます。受傷・発症時に加入している年金の種類や障害の重さによって受給金額は異なります。</p>		

自動車運転再開の評価は受けられますか？



**あなたと他の誰かを傷つけない為にも
自動車運転再開については
ご家族と医療者、双方に必ず相談しましょう。**

**大丈夫と思っても重篤な頭の病気や
怪我のあとは、決して運転してはいけません。**



県内の自動車運転再開評価はまだはじまったばかりですが、医療機関と自動車教習所との連携を行なっている医療機関、ドライブシュミュレーター等で評価ができる医療機関もあります。

*

評価を受ける前に、まずはご家族と話し合しましょう。その上で、現在の主治医と相談して評価をお願いする、もしくは評価が可能な医療機関に紹介状を書いてもらいましょう。

*

評価が受けられる医療機関がわからない場合には群馬県高次脳機能障害支援拠点機関でご紹介が可能です。群馬県高次脳機能障害支援拠点機関（027-224-2995）までご相談ください。

診察の時に効率よく症状を伝える為には？

記録しておきましょう



高次脳機能障害は目には見えない障害です。
診療場面の短い時間で、医師が全ての症状を把握することは困難です。次の記録ページを記入し、情報伝達ツールとしてお使いください。

*

<主治医の先生へ>

この記録は障害年金の項目に沿って作成されています。ご家族や支援者の記録を元に障害年金診断書等の作成にお役立てください。



受傷・発症から1年半 年 月 日

左の欄の当てはまるものにチェックを入れ、右欄には具体的な内容を記載しましょう。

記入者： _____

■日常生活の様子（障害年金診断書ウー1（イ）全般的状況）

（こんなことはありませんか？）

- 困っても自分から助けを求めない
- 留守番中の電話や訪問の伝言ができない
- 単独外出で道がわからなくなる
- 外出時の思いつきで目的地を変える
- 時間に合わせて行動できない

（具体的な出来事を記入しましょう）

■食事の様子（障害年金診断書ウー2（1）適切な食事）

（こんなことはありませんか？）

- 購入はできるが量やバランスは不適切
- 空腹状態でも一人では料理をしない
- 配膳などの準備は自分では行えない
- コンロの火を消し忘れる

（具体的な出来事を記入しましょう）

■身の清潔保持（障害年金診断書ウー2（2）身の清潔保持）

（こんなことはありませんか？）

- 季節やTPOに合わせた洋服が選べない
- 汚れた服を着ることがある
- 整理整頓に無頓着で手助けが必要
- 洗面をせず出かけようとする

（具体的な出来事を記入しましょう）



■金銭管理と買い物 (障害年金診断書ウー2 (3) 金銭管理と買い物)

(こんなことはありませんか?)

- 同じものを必要以上に購入する
- 所持金以上のものをレジに持っていく
- 思い込みや勘違いで他人にお金を渡す
- 買いに行ったはずのものを購入しない

(具体的な出来事を記入しましょう)

■通院と服薬 (障害年金診断書ウー2 (4) 通院と服薬)

(こんなことはありませんか?)

- 医師の前では「大丈夫」としか言わない
- 薬を溜め込む
- 薬を飲んだことを忘れ過剰に飲む
- 通常の診療と異なると対応できない
- 単独受診時のことを忘れてしまう

(具体的な出来事を記入しましょう)

■人間関係 (障害年金診断書ウー2 (5) 他者との意思伝達及び対人関係)

(こんなことはありませんか?)

- 多弁で尋ねていないことを話し続ける
- 他人の話を都合のいいように解釈する
- 真面目な場面でふざける
- 他人へ干渉しないが関わろうともしない
- 感情の抑制が効かない

(具体的な出来事を記入しましょう)



■安全 (障害年金診断書ウー2 (6) 身の安全確保及び危機対応)

(こんなことはありませんか?)

- 想定外のことに対応できない
- 困っても自分から周囲に聞くことをしない
- 道路で溝に落ちる、車に接触する
(半側空間無視等)

(具体的な出来事を記入しましょう)

■社会性 (障害年金診断書ウー2 (7) 社会性)

(こんなことはありませんか?)

- 公共交通機関の利用手順がわからない
- 手続きに必要な書類を揃えられない
- 手続きに必要な書類記入ができない

(具体的な出来事を記入しましょう)

■生活能力と仕事 (障害年金診断書11 現象時の日常生活活動能力及び労働能力)

(こんなことはありませんか?)

- 他者の指示がなければ動こうとしない
- 喜怒哀楽に欠ける
- 無気力なように見える
- 作業が続かない
- 仕事上のミスが多発するが修正できない

(具体的な出来事を記入しましょう)



■良くなっていることを記入しましょう

(例)

- ・ 怒りやすさが減ってきた
- ・ メモを取ることで自分を忘れていたが、できるようになってきた

ぐんま高次脳機能障害 あんしんブックver.2

平成30年3月15日発行

****発行****

群馬県高次脳機能障害支援連絡会

****連絡先****

群馬県高次脳機能障害支援拠点機関
前橋赤十字病院 相談支援センター内
電話027-224-2995